

プライバシー影響評価

こどもに関する各種データの連携による支援実証事業
(地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究)

プライバシー影響評価 実施書

令和4年11月14日

加賀市 教育委員会

はじめに

本実施書は、「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」のプライバシー影響評価の実施内容について記載するものです。

プライバシー影響評価とは

プライバシー影響評価（PIA：Privacy Impact Assessment）は、プライバシー情報を取り扱う事業において、潜在的なプライバシーへの影響をアセスメントする手段であり、事業を始める前に、プライバシーリスク、プライバシー保護や情報セキュリティに関する対策等について“評価”を行い、リスクの回避や低減を行うものです。

（PIA の位置づけ）

本事業では、本人がプライバシー情報の利用について安心し、事業について理解を得るために、PIA を実施しました。

（PIA の実施方法）

「JIS X 9251(ISO/IEC 29134) プライバシー影響評価のためのガイドライン」に PIA の実施に関するガイドラインがあり、そのプロセスで PIA 実施も検討したが、本事業では、市民の理解を得ることを優先し、プライバシー情報の規模もふまえ、国外（国内事例なし）の優れた先行事例¹に基づいて PIA を実施しています。

¹ シアトルの PIA 事例（<https://www.seattle.gov/tech/initiatives/privacy/privacy-reviews>）

目次

1.	事業	1
1.1	事業目的	1
1.2	事業の実施理由	2
1.3	PIA の実施理由	3
1.4	事業内容	4
1.5	事業根拠	5
1.6	事業関連性	6
1.7	事業体制	7
2.	法令、ポリシー	8
2.1	法令	8
2.2	ポリシー	8
2.3	利用条件	9
2.4	利用管理	10
2.5	研修	11
3.	データ収集	12
3.1	収集データ	12
3.2	データ収集方法	13
3.3	データ収集装置	13
4.	データ利用	14
4.1	データ利用	14
4.2	データアクセス	16
4.3	他組織・事業者のアクセス	17
4.4	アクセス理由	17
5.	データ保存	18
5.1	データ保存	18
5.2	データ正確性	19
5.3	データ開示・訂正	19
5.4	データ管理責任	19
6.	データ削除	20
6.1	データ削除	20
6.2	データ削除（例外）	20

7.	データ共有	21
7.1	データ共有	21
7.2	データ共有の必要性	21
7.3	市管理外データの利用	21
7.4	データ共有の審査	21
8.	システム	22
8.1	システム	22
8.2	関連システム	23
8.3	システム導入計画	24
8.4	システム利用頻度	25
8.5	システム永続性	25
9.	リスクと対策	26
9.1	プライバシーリスクと対策	26
9.2	セキュリティリスクと対策	27
9.3	その他リスク	28
10.	監査	29
10.1	監査	29
10.2	監査証跡保護	29

1. 事業

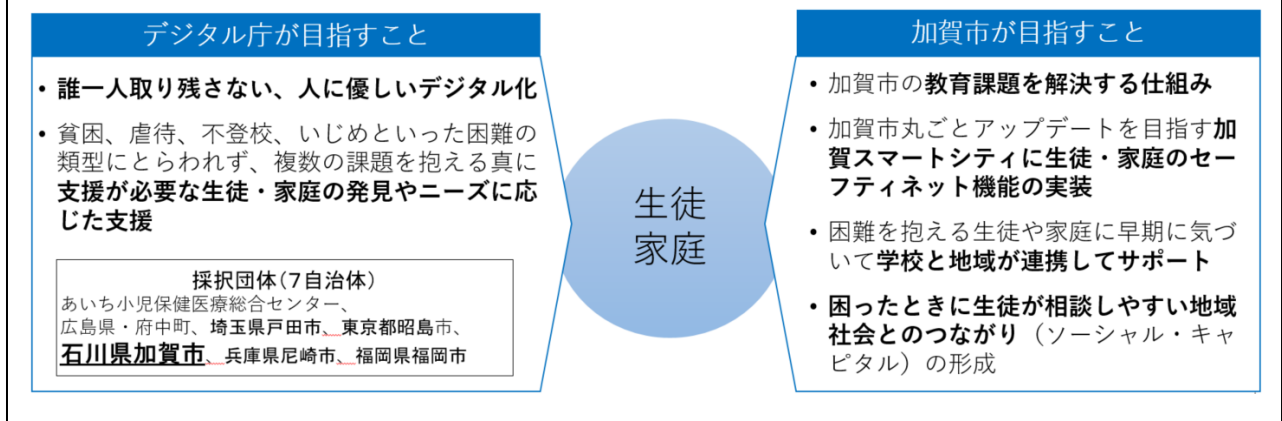
1.1 事業目的

事業の目的について、説明してください。

今、日本の子どもたちは急激に変化する時代、先行き不透明で予測困難な時代の中を生きています。そのような時代の中で、答えのない問いに立ち向かっていける子どもたちを育成していくためには、子どもたち一人一人の特性やニーズに応じた指導や支援を充実させ、多様な子どもたちの可能性を引き出す教育活動を工夫していかなければなりません。また、子どもたちの心理的安全性や学校満足度を高め、誰一人取り残さない教育の具現化を図るために、校務の情報化や学校 DX（デジタルトランスフォーメーション）をはじめとした実効性のある取組が求められています。

本事業【デジタル庁「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」】は、支援が必要な可能性のある児童生徒や家庭に対して、早期の支援・サポートを行うための実証事業です。デジタル技術やデータ連携・データ活用等の力を活用して、子どもたちやご家庭への、きめ細かい支援の充実を図り、子どもたちの幸せな学校生活や成長を見守り支えていくためのシステムを構築していきます。

なお、本実証事業は、加賀市を含め全国で7自治体が採択され、加賀市では東和中学校を対象に事業を実施します。



1.2 事業の実施理由

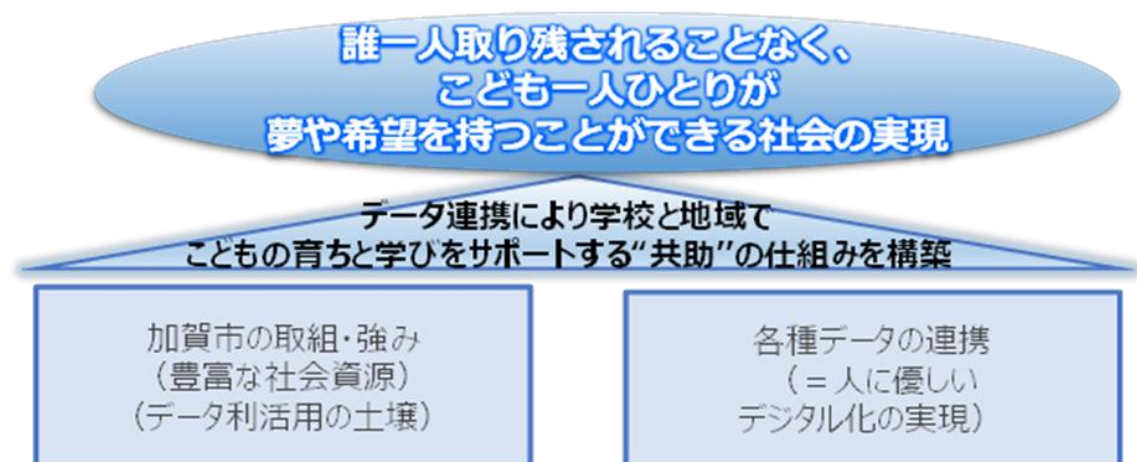
事業を実施する理由について、説明してください。

発達的な要因、家庭的な要因、人間関係的な要因等から生じる、児童生徒の抱える様々な困り感について、これまで学校では教師の経験や勘に頼りつつ、人による観察を中心に、その把握や発見に努めてきました。また、支援の必要な児童生徒を把握・発見した際には、学校外の行政機関や支援機関と連携し、その支援にあたってきました。

しかし、昨今、児童生徒を見守り支援していく上での課題として、様々な特性を持ち多様化する子どもたち、内在化・潜在化して発見しにくくなっているいじめや不登校の問題、シグナルを発信したり表現したりする力が弱い子どもたちの増加、経験の浅い若手教員の増加、教育業務の複雑化・多様化・高度化や教員の多忙化、学校・家庭・地域のつながりの希薄化等があげられています。

一方で、児童生徒一人一台の PC 端末配置が実現し、デジタル技術・データ活用技術は飛躍的に進化・発展しています。

本事業においては、これまで連携し活用されることのなかった、学校の持つ情報と行政機関の持つ情報（教育・保育・福祉・医療等のデータ）を、デジタル技術やデータ活用技術を生かして連携させることによって、児童生徒や家庭の抱える困り感をいち早く把握し、早期に支援・サポートするための仕組みを構築していきます。そして、誰一人取り残さず、人に優しく温かい加賀市の教育の実現を目指します。



1.3 PIA の実施理由

事業で PIA が必要な理由について、説明してください。

本事業では、これまで学校で教員が知り得なかった行政情報を扱うため、あらかじめプライバシーリスクを分析し、適切な手段を講ずるとともに、本人（本事業では生徒と保護者）の理解を得るために、プライバシー影響評価を実施します。

＜「こどもに関する各種データの連携に係る留意点（実証事業ガイドライン）」より＞

データ連携は、公益性の高い目的の下、守秘義務のある地方公共団体の職員がその業務の範囲で行うものではあるものの、適切にデータが活用されているか、プライバシー侵害やデータ流出が起こらないか等の懸念が生じるため、個人情報保護法や各地方公共団体が定める個人情報保護条例等を遵守しつつ、連携するデータ項目を明確にした上で、データ管理を万全にし、データ流出等のリスクを最小化すること等が必要となります。加えて、データ連携に対する市民の不安感等を払しょくするため、データの取扱いについての透明性と信頼性の確保が特に重要であり、政策目的や期待される便益を明確にし、それらをわかりやすく丁寧に市民に説明することも重要になります。

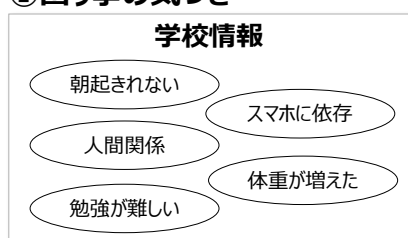
1.4 事業内容

事業の実施内容について、説明してください。

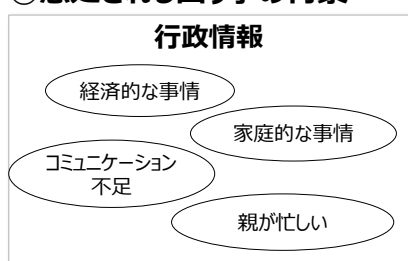
本事業では、こどもの困り事の気づきになる情報や家庭の困り事の背景になる情報から、学校・地域から支援が必要となる児童（要支援児童）を把握し、早めの声かけ・見守りによりこどもをサポートします。また、こどもの力になれる地域資源情報を提供します。

- ・ 本人（生徒と保護者）同意に基づいて学校情報、行政情報を収集します。
- ・ 学校情報と行政情報を連携・分析することにより、これまで学校が把握できなかった問題の予兆、潜在的な要支援児童を把握します。
- ・ 一次絞り込みデータと他の情報の精査により、人によるアセスメントの場で支援対象を絞り込み、個々のこどもの支援策を検討し、新たな支援につなげます。
- ・ 支援の要否に関わらず、すべてのこどもに地域情報をお知らせします。

① 困り事の気づき



② 想定される困り事の背景



こども支援データベース

同意に基づき情報連携



職員端末



④ 生徒の力になれる地域資源情報を提供



10月下旬ごろから年明けにかけて配信

利用目的に合致しかつ学術的に関係性が高いとされるデータ項目を必要最低限に限定して利用します。

（データ項目は「3.1 収集データ」参照）

1.5 事業根拠

事業の根拠（利益を根拠づけるデータまたは研究）について、説明してください。

データ連携・活用による効果として、「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」(*1)にて、「”生活困窮判定”、”学力判定”や”非認知能力判定”の3つの要素で総合判定した結果、学校等でも認識されていないノーマーク状態の支援対象者が25%を占めており、今まで見つけられなかった困窮者を見つけることができた。」との先行事例が紹介されています。

なお、本事業に関連する有識者として、東京大学 田中教授に参画頂き、ユースケースを踏まえたデータ項目の整理・判定ロジック構築等の支援をいただきます。また、東京大学 川口教授には、全国的な展開方策の検討をご支援いただきます。

[東京大学 政策評価研究教育センター]

政府・自治体・民間とも協働することでデータを改善・整備し、また経済学研究科ならびに連携部局の持つ人的資源を生かし、質の高い実証・理論分析をもとに有効な政策評価ができることを実例で示すとともに、実証・理論分析を行う高い技能を持った人材を育成し、日本社会に実証結果に基づく政策形成を根付かせていくこと、政策評価を効果的に行うために必要なデータの整備・管理ならびに研究手法の開発にも取り組み、政策評価の質的向上への貢献が目標。個人情報保護法等の法制度リスクを鑑み行政情報の匿名加工、分析において研究実績多数。

(*1) <https://www.digital.go.jp/councils/64HQeKLf/>

1.6 事業関連性

事業が部局の役割や取組にどのように関連しているか、説明してください。

加賀市 教育委員会の役割は、加賀市の教育理念を実現するための5つの基本方針を実行することです。本事業は、「基本方針2. 家庭教育への支援と社会全体で取り組む教育力の向上」を支援します。

[加賀市 教育理念]

加賀市は、人々が故郷と国を愛する心と公共の精神を持ちながら、個性・能力を開花させて人生を豊かにすることとともに、私たちのふるさとが、市総合計画基本構想で定める将来都市像「自然・歴史・伝統が息づく 住んでいたい 来てみたいまち」へと発展し続けることに向けて、「心豊かに、自立・協働・創造の意思を持って未来を力強く切り拓く人づくり」を理念とした教育を行います。

(基本方針)

1. 確かな学力を身につけ、生きる力を育む学校教育の充実
2. 家庭教育への支援と社会全体で取り組む教育力の向上
3. 人生を豊かにする生涯を通じた学びの推進
4. 健全な心と健やかな身体を培うスポーツの推進
5. 地域の魅力を高める文化の振興と文化財の保護・活用

「基本方針2. 家庭教育への支援と社会全体で取り組む教育力の向上」

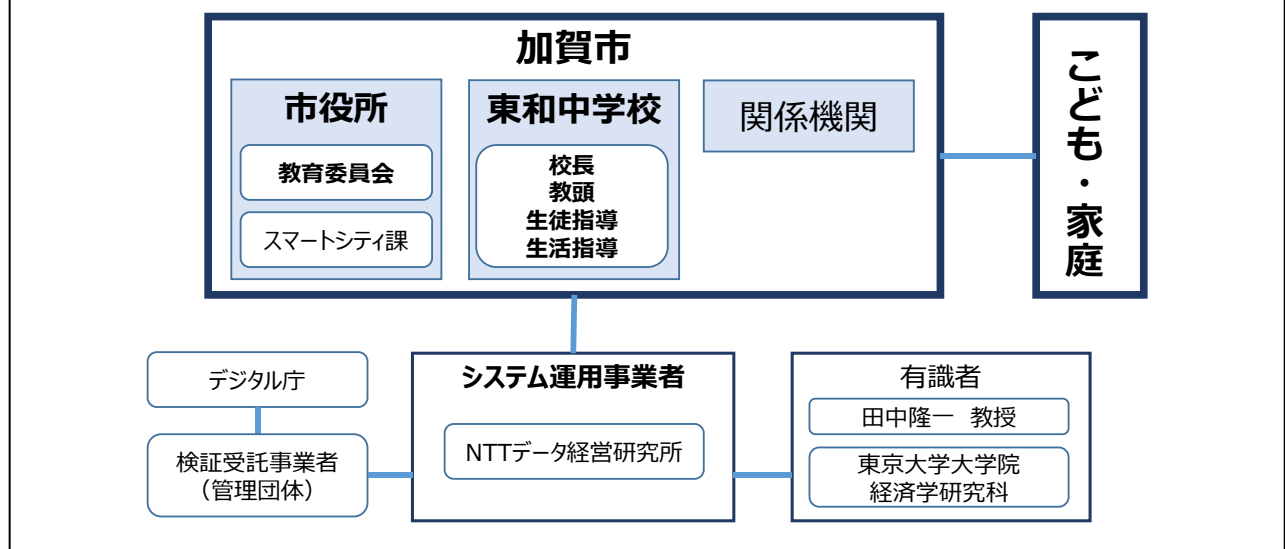
- ・ 加賀市家庭教育支援条例を踏まえ、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などの原点となる家庭教育がそれぞれの家庭においてしっかりと行われるよう、また、子育てへの理解促進や子育てを振り返るきっかけとなるよう親の育ちを応援する機会などの充実に努めます。
- ・ 子供への教育活動や貧困対策が、家庭・学校・市のみならず地域住民・地域活動団体・事業者などのあらゆる関係者の連携によって行われるように努めます。
- ・ 近年、孤食や偏った栄養摂取など食生活が乱れがちなことから、知育・徳育・体育の基盤となる「食育」に関する指導や啓発に努めます。

1.7 事業体制

事業に関与する団体・組織、事業者について、説明してください。

本事業に関与する団体・組織、事業者は、以下の通りです。

- ・ 加賀市は、本事業の推進責任者、デジタル庁との窓口対応、本事業の参加者・支援機関との各種調整、こどもや保護者へのプッシュ型支援施策の決定を実施します。
- ・ 東和中学校は、学習支援システムの利活用推進、校務情報の提供、生徒・保護者説明・同意取得支援、導入システムを利用したフィールド検証を実施します。
- ・ システム運用事業者（NTT データ経営研究所）は、システム構築・運用、それに関する事業者取りまとめ（PM）、関係各者調整、事業進捗管理を実施します。
- ・ デジタル庁は、「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」の調達を実施します。
- ・ 検証受託事業者は、「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」を請け負い、契約条件の最終的な調整を実施します。
- ・ 有識者は、取得データや判定、検証に関する助言、サポートならびに全国的な展開方策の検討サポートを実施します。



2. 法令、ポリシー

2.1 法令

事業に係る法令、システムによる情報収集を許可する具体的な法的根拠は何ですか。

本事業に係る法令、法的根拠は、以下の通りです。

<法令>

本事業は、「加賀市個人情報保護条例」が適用されます。個人情報保護条例の遵守は、チェックリストで確認します。

<法的根拠>

本事業では、加賀市個人情報保護条例に従い、本人（生徒と保護者）同意に基づいて学校情報、行政情報を収集します。

[加賀市個人情報保護条例]

第7条 2 実施機関は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(2)本人の同意があるとき。

2.2 ポリシー

システムの利用者と運用者に必要なポリシー（方針・ルール）と遵守を確保するための施策について、説明してください。

本事業で導入するシステムの利用者と運用者は、加賀市情報セキュリティポリシー(*1)を遵守します。本事業では、システム運用事業者（市職員以外の者）がシステムにアクセスする前に「加賀市情報セキュリティポリシー誓約・同意書」の署名・提出が必要になります。

(*1) https://www.1.g-reiki.net/kaga/reiki_honbun/r287RG00000058.html

2.3 利用条件

事業で導入するシステムの利用条件がある場合、それらを説明（列挙）してください。

本事業で導入するシステムの利用条件は、以下の通りです。

<データ収集>

加賀市個人情報保護条例 第7条に従い、システムのデータ収集前に本人同意が必要です。本事業では、以下のように二段階で本人同意を取ります。

- ・ 学校情報：事業について保護者説明会で説明し、同意を得る。
- ・ 行政情報：本人（生徒、保護者）がマイナポータルで同意する。

<マイナポータル連携>

マイナポータルへ接続前にマイナポータル接続要件を満たす必要があります。

2.4 利用管理

事業で導入するシステムの利用前に必要な手続きと管理者について、説明してください。

本事業で導入するシステムの利用前に必要な手続き、運用作業前の手続き、利用・運用の管理者は、以下の通りです。

<利用前の手続き>

システムの利用前に、アカウントの払い出しが必要になります。アカウントは、教育委員会 学校指導課長が管理します。

- ① 校長は、システムを使用する特定教員（校長、教頭、生徒指導、教育相談）を教育委員会に連絡する。
- ② 教育委員会は、システムのアカウント管理台帳を作成し、システム運用事業者アカウント作成を依頼する。
- ③ システム運用事業者は、アカウント管理台帳に従って、アカウントを作成する。
- ④ 教育委員会は、教員にアカウントを払い出す。

<運用作業前の手続き>

システムの運用作業前に、運用担当者は運用作業申請書に作業内容を記載し、運用管理者の承認が必要になります。

<利用・運用の管理者>

システムの利用・運用の管理者は、以下の通りです。

	担当者	管理者
システムの利用	東和中学校 特定教員	教育委員会 学校指導課長
システムの運用	システム運用事業者 運用担当者	システム運用事業者 運用管理者

2.5 研修

事業で導入するシステムの利用に必要な研修について、説明してください。

本事業で導入するシステムの利用者は市の情報セキュリティ研修、システムの運用者はシステム運用事業者（NTT データ経営研究所）の情報セキュリティ研修をそれぞれ受講します。

また、システムの利用者は、特別にプライバシー保護の研修を受講します。

3. データ収集

3.1 収集データ

事業で収集される情報の詳細について、説明してください。

本事業の収集データは、下表の通りです。本事業では、支援が必要な可能性のある生徒を把握するために、学校のシステムで管理されている学校情報（出欠状況、保健室利用情報、ドリル、アンケート等）と、行政情報としてマイナポータルから得られる家庭環境に関する情報（税/所得、ひとり親家庭、教育/就学支援）、および子育てに関する情報（母子保健、学校保健、予防接種）のデータを収集します。

要支援児童の判定項目、収集するデータは、先行事例、有識者意見、東和中学校、加賀市教育委員会の意見を踏まえて決めております。

	判定項目	収集データ
学校情報	不登校（傾向）	月別出欠状況（通知表）
	いじめ報告（可能性）	いじめアンケート（Google Form、WEBQU）
	学力	全科目の観点評定（通知表）
	取組姿勢	ラインズドリルの実施回数
	発育状況	体重（学校健診）
	朝食なし	ふれあい週間アンケート
	生活習慣	行動の記録（通知表）
	外国籍	学生名簿
	転入	転入日（学生名簿）
	就学援助	就学援助認定
	保健室利用	保健室利用データ
	障がい（子）	入学時の障がいの状態（通知表）
行政情報	所得	所得金額（世帯主、保護者）
	生活保護	生活保護受給状況
	ひとり親家庭	児童扶養手当
	多子	児童手当合計児童数
	乳幼児健診未受診	3 から 4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児乳幼児健診
	定期接種未接種	定期接種状況
	障がい（親）	障がい者控除

3.2 データ収集方法

事業で不適切なデータ収集を最小限にするために、どのような方法で収集しますか。

本事業では、本人（生徒と保護者）に同意を得て、学校情報と行政情報を収集します（学校情報、行政情報のデータ収集は1回のみとなります）。なお、生徒には特別授業、保護者には説明会にて、本事業について分かりやすく説明し、理解したうえで同意を得られるように配慮します。

- ・ 学校情報は、教員が学校のシステムで管理されている情報をファイル出力し、同意を得られた生徒のデータのみに編集して、システムに一括入力します。この作業は二人で実施します。二人作業で収集データをチェック（ダブルチェック）することにより、手作業によるミス（同意を得ていない生徒のデータ混入）のリスクを低減します。
- ・ 行政情報は、本人がシステムを操作し、マイナポータルから当該データを収集します。なお、本人がマイナポータルで同意することにより、マイナポータルからデータ収集が可能になります。

3.3 データ収集装置

事業でデータを収集する物理的な機器（カメラや音声記録装置等）はありますか。

物理的な機器がある場合、情報収集について、常時収集中である旨の掲示を行っていますか。使用中であることを示すマークは何ですか。その所有者と連絡先を把握するために、どのような標識が使用されていますか。

本事業では、データ収集のための物理的な機器等はありません。本事業では、学校情報を学校のシステムから、行政情報をマイナポータルからデータを収集します。

4. データ利用

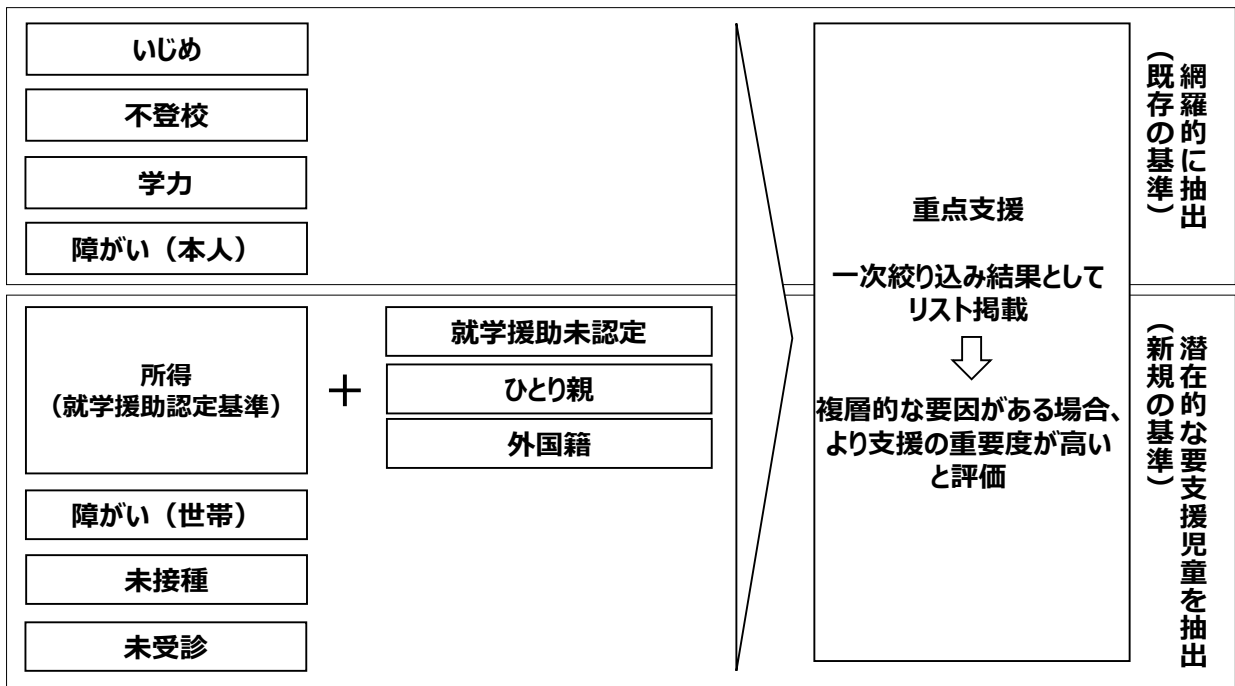
4.1 データ利用

事業で収集されたデータは、どのように利用しますか。

本事業の収集データは、特定教員（校長、教頭、生徒指導、教育相談）が実証のために、システムから支援が必要な可能性のある生徒を絞り込むために利用します（なお、実証では絞り込みの判定基準の調整作業を行う可能性があります）。

また、下図のように収集データをシステムで判定し、複層的な要因を抱える生徒を支援の可能性が大きいと評価します。なお、本実証では、対象の母数が東和中学校の生徒数と限定的であるため、AI 分析や複雑なロジックは利用しません。

（判定ロジック）



判定ロジックにおける項目・閾値（しきいち）の検討にあたっては、学校や行政が保有している情報の中で、学術論文やそれらを踏まえた先行事例において貧困や虐待、不登校の要因となりうる情報、及びそれらが子どもに対して将来的に与える影響として挙げられている項目について、こどもの支援に関わっている専門家及び有識者との議論を踏まえて、以下の2つの観点で設定しました。

- ・学校で既に絞り込み基準としているものを網羅的に抽出するための項目（いじめ・不登校・学力等の学校が把握している情報）
- ・潜在的に要支援が必要な可能性のある生徒を新たに抽出するための項目（所得・世帯情報・ワクチン接種状況等）

判定ロジックの項目と設定の背景・目的は、下表の通りです。

判定ロジックの項目	設定の背景・目的
いじめ	学校内でのいじめ問題を抱えている生徒をフォローするため
不登校	何らかの問題で不登校（もしくは不登校傾向）の生徒をフォローするため
低学力	子ども自ら現状を打破する力を身に付けることを重要視しており、物的資源の欠如だけではなく「学力」についてもフォローするため
障がい（本人）	障がいを抱えている生徒をフォローするため
低所得（就学援助未認定）	就学援助対象となる可能性があるものの、現状就学援助を受けていない家庭をフォローするため
低所得（ひとり親・外国籍）	経済的事情により教育や生活環境に問題を抱えている可能性のある生徒をフォローするため
障がい（世帯）	家族が障がいを抱えており、生徒自身へのケア等の負担や、家族の支援が十分受けられていない可能性のある生徒をフォローするため
未接種（ワクチン） 未受診（健診）	本来受けるべき行政サービス等を受けられていない可能性のある生徒をフォローするため

4.2 データアクセス

事業で収集されたデータには、誰がどのようにアクセスしますか。

本事業で導入するシステムの利用者（下表参照）は、システムで提供される機能を利用して、Web ブラウザでアクセスします。システムでは、要支援児童のリストが表示されます。

- ・ 特定教員（校長、教頭、生徒指導、教育相談）は、支援が必要な可能性のある生徒を把握・分析するために、学校の端末からアクセスします。
- ・ その他教員は、アクセス権限として学校情報のデータを閲覧できます(*1)。
- ・ 教育委員会（管理担当）は、支援が必要な可能性のある生徒を把握するために、市の端末からアクセスします。
- ・ システム運用事業者は、作業必要時（「4.4 アクセス理由」参照）に、システム運用事業者の端末からアクセスします。

参照情報	特定教員	その他教員	教育委員会	運用事業者
学校情報	○	○	○	△
行政情報	×	×	×	△
判定結果	○	×	○	△

（凡例）○：アクセス可、△：アクセス可（作業必要時）、×：アクセス不可

(*1) その他教員について

- ・ 本事業では、その他教員のシステム利用（アクセス）はありません。
- ・ システム上、その他教員に判定結果のアクセス権限はありませんが、要支援児童のサポートの為に特定教員から口頭や資料等で情報共有される場合があります。

4.3 他組織・事業者のアクセス

事業を市に代わり他組織や事業者が運営・利用する場合、アクセス方法・適用規約（該当する覚書、契約書等）に関して記載してください。

本事業で導入するシステムの開発・運用は、システム運用事業者が実施します。システム運用事業者のアクセス方法、適用規約は、以下の通りです。

<アクセス方法>

システム運用事業者は、インターネットからクラウド上に構築されたシステムにアクセスします。

<適用規約>

市とシステム運用事業者は、個人情報等の取扱いに関する「秘密保持契約」を締結しています。また、システム運用事業者は、加賀市情報セキュリティポリシーを遵守します。

4.4 アクセス理由

事業でシステムや収集データへのアクセスは、どのような理由で許可されますか。

本事業で導入するシステムの利用者・運用者のアクセス理由は、以下の通りです。

（利用者のアクセス理由）

特定教員（校長、教頭、生徒指導、教育相談）は、本事業の業務において、支援が必要な可能性のある生徒を把握するためにシステムにアクセスします。

（運用者のアクセス理由）

システム運用事業者は、以下の対応時に限り、データベースにアクセスします。

- ・ データの開示請求、訂正請求、削除請求
- ・ データの収集確認、入力ミス訂正
- ・ データに関する障害対応

5. データ保存

5.1 データ保存

事業で保存したデータは、どのように安全性を確保しますか。

本事業で導入するデータベースにて管理するデータの安全性は、以下の対策にて確保します。

- ・ 「政府情報システムのセキュリティ評価制度（ISMAP）」で認定されているクラウドサービスを利用します（システムはクラウド上に構築）。
- ・ データベースのネットワークを分離し、接続できるアクセス元を限定します。
- ・ データベースの暗号化機能（政府推奨の暗号アルゴリズム使用）により、データを暗号化して保管します。
- ・ データベースにアクセスできるアカウントは、限定した運用者に必要最小限の権限を付与し、個人毎に払い出し、アカウント管理台帳で管理します。
- ・ データベースにアクセスする作業（「4.4 アクセス理由」参照）は、作業申請・承認後に二人作業（一人が作業、もう一人が作業チェック）で実施します。
- ・ データベースのアクセスログ（履歴）を取得し、定期的にアクセスログを監査します。

5.2 データ正確性

事業でシステムが収集・保存した情報の正確性をどのように確認しますか。

本事業のデータの収集と保管において、データの正確性は、以下のように確認します。なお、学校システムとマイナポータルは信頼できる環境とし、収集対象の学校情報と行政情報は、正確性が確保されているものとします。

- ・ データ収集：システム運用事業者の運用担当者にて、学校情報と行政情報のデータ収集が成功していることを確認する（収集処理にエラーがないことを確認）。
- ・ データ保管：システム運用事業者の運用管理者にて、運用作業申請にないデータベースのアクセスがないことを確認する（アクセスログを定期的に監査）。

5.3 データ開示・訂正

事業で個人からのデータ開示・訂正請求に対する手順について、説明してください。

本事業で導入するシステムで管理する個人情報の開示・訂正について、本人（保護者）から依頼があった場合、市で定める個人情報の開示請求・訂正請求の手続きに従って対応します。

5.4 データ管理責任

事業でデータ保持要件の遵守する責任を負うのは、どの部局ですか。

本事業では、教育委員会がデータ保持要件、データ管理の責任を負います。

6. データ削除

6.1 データ削除

事業のデータの削除、その監査について、説明してください。

本事業で収集したデータは、本人からの削除請求時に削除します。また、事業の完了時（2023年3月）、全てのデータを削除します（本事業で使用するクラウドは、ISO/IEC27001 に準拠して、データを復元できないよう電子的に完全に消去します）。また、データ削除の監査は、以下のように実施します。

- ① 教育委員会からシステム運用事業者へ、データの削除を依頼する。
- ② システム運用事業者の運用担当者は、データを削除し（二人作業）、運用作業報告書の記載とエビデンスの取得を行う。
- ③ システム運用事業者の運用管理者は、データ削除のエビデンスを確認し、運用作業報告書に承認する。
- ④ 教育委員会は、システム運用事業者が作成した運用作業報告書の承認を確認する。

6.2 データ削除（例外）

不正や誤って収集されたデータを破棄するためには、どのような措置をとりますか。

本事業では、データの不正な収集がないよう、「3.2 データ収集方法」で記載した対策が講じられています。なお、学校情報の収集には人手による作業があり、二人作業で実施（ダブルチェック）しますが、万が一、作業ミスにより誤って収集されたデータがあった場合、「6.1 データ削除」で記載したデータ削除の措置をとります。

また、システムの収集処理は、実データをデータベースに入力する前に十分テストしており、システムで想定していないデータが入力された場合、入力エラーとなりデータ登録されません。

7. データ共有

7.1 データ共有

市内外のどのような団体や組織とデータを共有しますか。

本事業で収集・管理するデータについて、他団体等との共有はありません。

7.2 データ共有の必要性

<対象外>

なぜデータ共有が必要なのですか。

対象外

7.3 市管理外データの利用

市管理外データの利用に制約はありますか。

はい☐ いいえ☐ 市管理外データの利用はありません☒

6.3.1 「はい」と答えた場合は、これらの制限を確実に遵守するための部門の手順とポリシーのコピーを提供してください

対象外

7.4 データ共有の審査

事業において、情報共有契約、覚書(MOU)、情報の新たな利用目的、新たなデータ共有の相手からのシステムへのアクセス等を審査し、承認されていますか。

はい☐ いいえ☐ 新たなデータ共有はありません☒

6.4.1 データ共有契約の審査と更新のプロセスを説明してください

対象外

8.1 システム

本事業で導入するシステムは、以下の機能を有します。

-
- The diagram illustrates the GIGA School Support System architecture, showing the flow of data and support between Home, School, and Administration, and the central support system components.
- Home (家庭):** Includes the Homeowner (世帯主), Guardian (保護者), and Individual (本人). The Homeowner and Guardian interact with the Administration (行政) for administrative procedures (行政手続き (各種申請)). The Individual interacts with the School (学校) for learning support (学習支援システム) and school administration support (校務支援システム).
- School (学校):** The School interacts with the Administration for administrative procedures. The School also interacts with the Learning Support System (学習支援システム) and the School Administration Support System (校務支援システム) for learning and administrative support. The School also interacts with the Support System (本実証の構築システム) for data management and analysis.
- Administration (行政):** The Administration interacts with the Homeowner and Guardian for administrative procedures. The Administration also interacts with the Support System for data management and analysis.
- Support System (本実証の構築システム):** The Support System is the central hub for data management and analysis. It includes the Consent Status Management (同意状況管理) and the Child Support Database (こども支援データベース). The Support System also interacts with the School for data management and analysis.
- Data Flow:**
- Data Linkage (①データ連携):** Data is shared between the Home, School, and Administration.
 - Data Management (②データ保管):** Data is stored in the Support System.
 - Data Analysis (③データ分析):** Data is analyzed to identify children and families in need of support.
- Support Process:**
- Support Consultation (支援相談):** The Individual consults with the Support System.
 - Support Introduction (支援介入):** The Support System introduces support to the Individual.
 - Support Mechanism (支援機関・行政):** The Support System interacts with the Administration and the School for support.
 - Local Resource Introduction (地域資源のお知らせ):** The Support System introduces local resources to the Individual.
- Local Resource Introduction (地域資源のお知らせ):**
- ※地域資源は、支援要否に関わらず全員に一律通知
 - GIGAスクール端末 (Chromebook)
- School (学校):**
- 職員会議等 (Staff Meeting, etc.)
 - 共有 (Shared)
 - 特定教員 (Specific Teachers):
 - ・校長 (Principal)
 - ・教頭 (Assistant Principal)
 - ・生徒指導 (Student Guidance)
 - ・教育相談 (Educational Consultation)
 - 他教員 (Other Teachers)

8.2 関連システム

事業で導入するシステムと関連するシステムについて、説明してください。

本事業で導入するシステムと関連するシステム（マイナポータル）は、以下の通りです。

（マイナポータル）

政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政手続きがワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。また、様々なサービスを提供する民間企業の方とは、社会保険や税等の手続のため、システム間での連携（API 連携）も可能です。

（自己情報取得 API）

行政機関等が情報提供ネットワークシステムと接続されたサーバで保有する個人情報（自己情報）を、マイナンバーカードによる厳格な本人確認及び本人同意を前提に、本人が指定する他の Web サービスがマイナポータルを介して取得できる API です。

※「API」とは、「Application Programming Interface」の頭文字で、ソフトウェアやプログラム、Web サービスの間をつなぐ接点です。

8.3 システム導入計画

事業のシステム導入計画について、説明してください（いつ、どのように、誰により導入または利用されますか。また、システムがいつ導入され、利用されるのかを決定するのは誰ですか）。

本事業のシステム導入計画は、下図の通りです。システムは、2022 年 10 月頃からシステム運用事業者がクラウド上に構築し、2023 年 1 月頃から東和中学校の特定教員（校長、教頭、生徒指導、教育相談）が実証のために使用します。システムの構築、データの収集は、市の承認により実施されます。なお、加賀市個人情報保護条例、安全管理措置を満たさない限り、システムを導入することはできません。

	2022年										2023年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
加賀市 教育委員会						PIA★	★加賀市承認 (構築)	★保護者説明	★加賀市承認 (収集)	★実証開始			
システム運用事業者	計画・要件定義・設計						構築・テスト						
生徒・保護者							同意提出		マイナポータル同意 (行政情報収集)				
東和中学校									学校情報 アップロード	システム 利用			

8.4 システム利用頻度

事業で導入するシステムは、どのくらいの頻度で利用されますか。

本事業で導入するシステムは、2023 年 1 月～3 月に特定教員（校長、教頭、生徒指導、教育相談）が実証のために使用します。実証期間中、支援が必要な可能性のある生徒を絞り込むための判定基準を調整する可能性があるため、使用頻度はその結果に依存します。

8.5 システム永続性

事業で導入するシステムの永続性について、説明してください。

本事業は、2022 年度の単年度で実施されるため、システムに収集したデータは、事業が完了する 2023 年 3 月に全て削除します。

また、導入したシステムも 2023 年 3 月に削除する予定です（なお、2023 年度以降の事業の継続について、デジタル庁と加賀市にて検討中であり、その事業計画の結果で変更となる可能性があります）。

9. リスクと対策

9.1 プライバシーリスクと対策

事業で収集されたプライバシー情報について、特定されたリスク（危険が生じる可能性）と対策を記述し、各リスクについてどのように軽減されたか、説明してください。

本事業におけるプライバシーに関するリスクとして、これまで学校で扱っておらず知らなかった「行政情報」をシステムを利用することによって、家庭環境の詳細な情報（例：所得金額）を知られてしまうことが考えられます。

このリスクに対して、以下の対策を講じます。

- ・ システムにて、「行政情報の生データ」は表示しない。
- ・ システム利用による要支援児童の判定結果へのアクセスは、特定教員（校長、教頭、生徒指導、教育相談）のみに限定する。
- ・ システムを利用する特定教員は、特別にプライバシー保護に関する研修を受講する。

9.2 セキュリティリスクと対策

事業で導入するシステムのセキュリティリスクと対策を記述し、各リスク（危険が生じる可能性）についてどのように軽減されたか、説明してください。

本事業におけるセキュリティリスク（不正アクセス、内部不正）に対する対策は、以下の通りです。

<不正アクセス>

第三者のシステムへの不正アクセスによる情報漏えいのリスクは、「多要素認証、サーバ要塞化（不要サービス停止、アクセス制御、パッチ適用、アカウント管理）、データ暗号化、ファイアウォール、不正侵入検知等」、システム・ネットワークの情報セキュリティ対策を多層に施して（多層防御）対応します。

また、システムに脆弱性（セキュリティ上の弱点・欠陥）がないことを確認するために、脆弱性診断を実施します。

<内部不正>

システムの運用担当者による不正なデータアクセスのリスクは、運用ルール（作業申請・承認後に二人作業）により軽減します。

9.3 その他リスク

事業でその他に考えられるリスクはありますか。プライバシー侵害やプライバシー情報の悪用が疑われる点がありますか（例えば、予想外の個人への情報プッシュ配信等）。

本事業でその他に考えられるリスクと対策は、以下の通りです。なお、プライバシー侵害やプライバシー情報の悪用が疑われる点はありません。

<プライバシーリスク>

システムで行政情報の生データは表示されませんが、要支援児童の判定結果からデータ内容を推測できることが考えられます。このリスクによる被害を低減するため、判定結果のリストデータが外部に漏洩しないよう、判定結果がシステムから外部出力（エクスポート）できないように対応します。

<セキュリティリスク 不正アクセス>

第三者のシステムへの不正アクセスに必要な対策は全て施しております。

<セキュリティリスク 内部不正>

システム運用事業者の運用ルールに定めた作業申請・承認後に二人作業を遵守されないケースが考えられます。このリスクについては、監査にて運用作業台帳（運用作業申請書兼報告書）とアクセスログ（履歴）を突合せすることにより確認し、不正な作業を抑止します。

10. 監査

10.1 監査

事業で情報を保護するためにどのような監査を実施していますか。

本事業では、システム運用事業者の運用管理者にて、実データを入力後のデータベースのデータに運用作業申請にないアクセスがないことを定期的に監査します。監査は、データベースのアカウント一覧、アクセスログ（履歴）を参照し、以下を確認します。市では、システム運用事業者の監査実施の結果を確認します。

- ・ データベースのアカウント一覧とアカウント管理台帳の内容（権限含む）が一致していること。
- ・ データベースのアクセスログと運用作業台帳の内容が一致していること。

10.2 監査証跡保護

事業で監査証跡(参照ログ、変更ログ等)に、どのような保護手段が導入されていますか。

本事業では、監査証跡となるシステムやデータベースのアクセスログ（参照ログ、変更ログ等）を、統合ログ管理にてログ収集・管理します。なお、統合ログ管理のアクセス権は、通常のシステムの運用者には付与しません。